

(那覇港台風及び津波対策委員会)

挨拶

那覇港長の太田です。ご参集いただき、感謝申し上げます。

そして、日頃から海上保安庁の業務へのご理解とご協力に感謝。

これから台風シーズンが到来します。この時期に委員会を招集する目的は、このメンバーの面々を確認すること。

お互いが取るべき、基本的な行動を今一度確認すること。

などです。また、当初は台風への備えだけで始まったこの委員会ですが、現在は、津波への備えを加えています。

台風の接近時には、どのような場合に、警戒体制が発令され、その場合委員会の皆さんはどのような行動をとるべきなのか。そして、どのような場合に、那覇港長は「避難勧告」という強権を発動するのか。さらに解除のタイミングはどのような約束となっているのか。

また、津波注意報が発表されたら、さらに津波警報が発表されたら、を考え、日頃から、どのようなマニュアルを整備して備えるのか、またいよいよ津波が襲来する場合、何をあいても逃げるのか、港外に船を出すのか、港内のどこで頑張るのか。

そのような諸々を改めて考え、既存のマニュアルを再読し、場合によっては修正し、港の周りで働く人々に訴えかけていく機会とするために、この委員会を、この時期に開催しています。

事務局は、那覇海上保安部の交通課で担当しております。しかしながら、委員会の主役は、ここにお集まりの委員の皆さんです。

今回改正する予定の、「災害防止要綱」も、那覇港長と、那覇港管理組合と、そしてこの委員会の連名で決めたものです。

海上保安庁は、港則法という法律を所管し、台風や津波の際に、港内の安全を確保するために、どんな権限行使をするのか。あらかじめ、港を利用している方々と、その相場を相談して、決めておきたい。いわばローカルルールを、話し合う場でもあります。よろしく、ご検討をされますよう、お願いします。

また、本日は、沖縄气象台のご厚意により、気候変動・海洋情報調整官の林(はやし)様と、地震火山課の伊良皆(いらみな)様に、ご講演を頂くこととしております。台風と地震津波について学ぶ良い機会だと思えます。よろしくお願いたします。

今年も、我々皆の力を合わせて、那覇港の安全を維持し、台風シーズンをみんなで乗り切りたいと、切に願ひ、挨拶といたします。

平成30年6月5日

那覇港長

太田吉一